

# 引越業者から排出者に対する 廃家電4品目の排出方法案内資料について

令和元年6月

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室  
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

※この資料は、平成31年1月の説明会資料を基に、時点更新のための修正を行ったものです。

# 引越業者から排出者への案内(小売業者／小売業者以外 共通資料)

○ 家電4品目の排出者向けのリーフレットとして、下記資料を用意しているので、引っ越しの見積もり時などに排出者に渡して、適正排出を呼びかけていただきたい。

## 引っ越しをお考えの皆様へ いらなくなった家電4品目は 正しくリサイクルしてください

- ◆ エアコン
- ◆ テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)
- ◆ 冷蔵庫・冷凍庫
- ◆ 洗濯機・衣類乾燥機

の家電4品目(家庭用機器)は、家電リサイクル法の対象品目です。



引っ越しの際にこれらの家電を処分(廃棄)する場合には、家電リサイクル法に基づき、正しくリサイクルしてください。

家電4品目の処分(廃棄)に当たっては、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。

### 家電4品目を処分(廃棄)する場合は...

- ① 新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売店に引取りを依頼する
- ② 処分する製品を購入した小売店が分かる場合には、処分する製品を購入した小売店に引取りを依頼する
- ③ 上記以外の際は、お住まいの市区町村が案内する方法による(一般廃棄物の場合)が必要です。

上記③については、小売店に引取義務のない家電ですが、市区町村に協力する小売店等が家電4品目の引取りを行っている場合には、当該小売店に引取りを依頼することができます。

家電4品目の処分(廃棄)に当たって小売店等に当該家電4品目を引き取ってもらう場合、原則として、家電リサイクル券の排出者控が発行されますので、当該排出者控を受け取ってください。

**!** 家電4品目の処分(廃棄)について、小売店等に引取りを依頼する場合、引っ越しの直前に依頼しても対応できません。期間の余裕を持って、小売店等に引取りを依頼してください。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください。  
(家電4品目の廃棄に当たって要注意)  
「無許可」の廃棄物回収業者には、以下のような例があります。



平成30年2月作成 令和元年5月一部加筆修正

具体的な処分方法については、一般財団法人家電製品協会が運営する処分方法案内サイト「これで解決!家電リサイクル」を御覧ください。

<https://www.kaiketsukr.com/>



事業所から排出される廃家電4品目の具体的な処分方法については、「事業所で使用していた廃家電のリサイクル案内」を御覧ください。

<https://www.kaiketsukr.com/business/>



## 左記リーフレットの電子ファイル掲載場所



[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/shiryousyu/recycle\\_moving\\_c.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_moving_c.pdf)

# 引越業者から排出者への案内の事例(小売業者)

○ 引越業者であって家電リサイクル法上の小売業者に該当するものの場合、下記のようなリーフレットを独自に作成して排出者に配布し、収集運搬料金の表示をはじめ必要な案内を行う事例がある。

引越しを  
お考えの  
皆様へ

## いらなくなった家電4品目は 正しくリサイクルしてください

- ◆ エアコン
- ◆ テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)
- ◆ 冷蔵庫・冷凍庫
- ◆ 洗濯機・衣類乾燥機



の家電4品目は、家電リサイクル法の対象品目です。

引越の際にこれらの家電を処分(廃棄)する場合には、家電リサイクル法に基づき、正しくリサイクルしてください。

家電4品目の処分(廃棄)に当たっては、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。

### 家電4品目を処分(廃棄)する場合は・・・

- ① 新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売店に引取りを依頼する
- ② 処分する製品を購入した小売店が分かる場合には、処分する製品を購入した小売店に引取りを依頼することが必要です。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください。家電4品目の廃棄に当たって要注意。「無許可」の廃棄物回収業者には、以下のような例があります。



弊社は、引越しに伴い不要になった家電4品目について、家電リサイクル法に基づく引取りを行っています。

家電リサイクル法上の引取義務が弊社にないものであっても、弊社に引越しを御依頼いただいたお客様から引越当日に家電4品目をお引き取りします。

詳しくは弊社担当者にお尋ねください。

### 家電4品目の引取り(リサイクル)に必要な料金

機器の種類・サイズ	リサイクル料金	収集運搬料金	合計
エアコン	—	●●円	●●円
ブラウン管式テレビ	15型以下	●●円	●●円
	16型以上		●●円
液晶・プラズマ式テレビ	15型以下	●●円	●●円
	16型以上		●●円
冷蔵庫・冷凍庫	170リットル以下	●●円	●●円
	171リットル以上		●●円
洗濯機・衣類乾燥機	—	●●円	●●円

※リサイクル料金は廃棄する機器のメーカーによって異なります。上記は主要メーカーのリサイクル料金です。ブラウン管式テレビのリサイクル料金は主要メーカーの中でも異なります。

※エアコンの取外し工事料金は、上記料金に含まれていません。

※引越時以外であっても、弊社が過去に販売した家電4品目など、弊社に家電リサイクル法上の引取義務があるものについては引取りを行います。引越当日以外の引取りの場合、収集運搬料金は上記料金に●円加算されます。